

鳥取県中小企業団体中央会 会長 谷口譲二 様

貴会におかれましては、日頃、本県における障がい者雇用の推進に御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、鳥取県の障がい者雇用率は、多くの企業の皆様の御理解のもと、平成26年6月1日現在で1.88%と過去最高となりましたが、いまだ法定雇用率2.0%を下回っており、法定雇用率についても約半数の企業が達成していない状況です。

また、障がい者、特に精神障がいのある求職者が大幅に増加していることから、県では、障がい者雇用をさらに進めるため、今年7月に「障がい者新規雇用創出に向けたロードマップ」を策定し、今後4年間で1千人の障がい者雇用の創出に取り組み、平成30年度末の就業者を3,600人とする数値目標を設定し、具体的な施策を推進しているところです。

本年度新たに、障がい者の正規雇用の場の創出に資するため、特例子会社設立等助成金を創設するとともに、昨年度の県西部に引き続き、中部地域にも県版ジョブコーチセンターを設置、更には特別支援学校に定着支援員を配置し、県内全域に定着支援を図るための体制を整備いたしました。

また、近年、精神障がい者及び発達障がい者の方の求職者が増加していることから、精神障がい者雇用の進め方についてマンガでわかりやすく紹介したパンフレットを作成するとともに、「精神障がい者を理解しともに働くセミナー」を開催し、普及啓発に努めているところです。

一方、来年3月に第一期生が卒業を迎える県立琴の浦高等特別支援学校をはじめ、各特別支援学校においても、職業訓練や職場実習等を通じて職業的自立と社会参加を目指して日々取り組んでおり、これら障がいのある生徒・若者が県内企業で活躍の場が得られるよう、今月、県内3か所で「障害者就職面接会」を開催するとともに、今後採用を考えている事業主と障がい者雇用実績のある事業所との交流会、障がい者雇用を促進するためのフォーラムなどを開催することとしています。

平成28年4月には、「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」が施行され、事業主は障がいがある方の能力を十分に引き出すことができるよう配慮し、更なる障がい者の権利・尊厳を保護・促進することが必要になることに加え、平成30年度には精神障がい者の雇用が義務化されることとなっています。

鳥取県と鳥取労働局では、平成27年3月に雇用対策協定を締結し、「平成30年度の精神障がい者の実雇用率全国都道府県第1位」の目標を掲げ、障がい者とともに生きる共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

貴会におかれましても、障がい者雇用の促進に一層の御理解と御協力をいただくようお願いいたしますとともに、貴会会員事業主の皆様に対する同様の働きかけについて、御尽力いただきますようお願い申し上げます。

平成27年10月13日

鳥取県知事 平井 伸 治



鳥取労働局長 河野 純 伴



鳥取県教育委員会教育長 山本 仁 志

